

議事要旨(3) 実務対応専門委員会における検討状況について

石原研究員より、資料「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」及び「実務対応専門委員会 在外子会社の会計基準の統一 2005年8月～11月の日程と検討項目案」に基づき、実務対応専門委員会における検討状況についての説明が行われた。なお、本実務対応報告公開草案は、第92回企業会計基準委員会(11月8日開催予定)での公表議決を予定している。

公開草案の文案である「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について、第89回企業会計基準委員会の審議資料であった同文案からの主な変更箇所は以下のとおりである。

「当面の取扱い」の中で定める国際財務報告基準又は米国会計基準に従って財務諸表を作成している在外子会社の会計処理に関わる修正項目について、「過年度の財務諸表の遡及修正」を削除し、「投資不動産」を追加した。

在外子会社の会計処理に関わる修正項目とすることの背景について、「我が国の会計基準に定められた基本的な考え方に則して会計処理が行われ...るよう修正」としていたのを、「我が国の会計基準に共通する考え方と乖離している場合には...修正」とした。また、「我が国の会計基準に共通する考え方」として、「当期純利益を測定する上での費用配分、当期純利益と株主資本との連携及び投資の性格に応じた資産及び負債の評価など」を例示した。

適用時期について、「平成19年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表」としていたのを、「平成20年4月1日」との両案併記とした。

適用初年度の期首において、過年度の損益として会計処理しなければならない額が生じた場合の処理について、特別損益の部での修正と利益剰余金での修正の両案併記としていたのを、当該修正額の純額を期首の利益剰余金にて修正する案のみとした。

委員等より、当面の取扱いとして認めることとなる在外子会社の会計処理の修正について、連結上の総資産又は純資産の金額に影響を与えるもの(例えば国際財務報告基準の有形固定資産の再評価や米国会計基準の年金会計における追加最小負債)も修正項目に加えるべきではないかとする意見があった。また、実務の観点から、本実務対応報告適用後の遡及的修正について、損益と期首の利益剰余金のいずれで処理するのかを明確にすべきではないかとの意見があった。

なお、両案併記としていた適用時期については、実行可能性の観点より「平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表」を推す発言があり、これに対する反対意見等はなかった。

以上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。